

新潟県外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は外国人材の受入促進を図るため、外国人材受入環境整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 この補助金は、外国人材受入環境整備事業のうち次に掲げる事業を交付の対象とする。

- (1) 外国人労働者日本語学習支援事業
- (2) 外国人材受入・定着支援事業

(補助額の算定方法等)

第3条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表の事業区分ごとに、補助対象経費の実支出額を交付対象者ごとに算定する。
- (2) (1)により算定した額から寄付金その他の収入額を控除した額に別表の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）と交付上限額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 外国人材の受入・定着を目的として、その実現に向けた取組を行うこと。
- (2) 本補助金とは別に、国又は新潟県から補助金等が交付される事業でないこと。
- (3) 経費の配分の変更又は事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。ただし、第8条に定める軽微な変更は除く。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならないこと。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経

過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。

- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (10) 交付対象者が、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ク その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項（風俗営業）及び第 5 項（性風俗関連特殊営業）の規定に該当する業種でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者
 - コ 事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で、破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者
- (11) 事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 14 条に定めるとおりとする。
- (12) 前各項により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付申請書の提出期日等）

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書は、別記第 1 号様式によるものとし、別途指

示する日までに知事に提出しなければならない。なお、補助金の額の変更の場合は、別記第2号様式による変更交付申請書を別途指示する日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該金額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱)

第6条 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱いについて、第14条に定めるとおりとする。

(変更の承認申請)

第7条 第4条(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第4条(3)に規定する軽微な変更は、補助対象事業費の20パーセント以内の変更(ただし、補助金額に変更がないものに限る)かつ補助金交付の目的及び条件に違反しない事業計画変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条(4)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による申請書を事業を中止し、又は廃止しようとする日の60日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第4条(5)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第 12 条 補助金の交付決定のあった年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)の2月末日までに補助事業を完了(当該補助事業に係る補助対象経費全額の支払完了をもって補助事業の完了とし、第9条の規定による補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)させ、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月5日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 13 条 補助金の交付は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(検査の実施)

第 15 条 知事は、交付対象者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(交付決定の取り消し)

第 16 条 知事は、補助対象の事業として継続することが不相当と認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 事業区分及び交付対象者等

事業区分 (補助対象事業)	交付対象者	補助対象経費	補助率	交付上限額
(1) 外国人労働者 日本語学習支援事業	新潟県内中小企業等 (県内に事業所を有し、常時雇用労働者300人以下の企業・団体)	外国人材受入企業等が従業員に対して行う日本語学習支援に要する経費	県 1/2	50 万円 / 1 事業所
(2) 外国人材受入・ 定着支援事業	新潟県内中小企業等 (県内に事業所を有し、常時雇用労働者300人以下の企業・団体)	外国人材の受入れや定着に向けたモデル的な取組に要する経費	県 1/2	100 万円 / 1 事業所

第1号様式

年 月 日

新潟県知事 様

事業者住所
名称
代表者の職・氏名

年度外国人材受入環境整備事業費補助金の交付について（申請）

標記補助金を下記のとおり交付されるよう、新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 連絡先

担当者名		電話番号	
役職		メールアドレス	

（注）各事業実施要領に定める書類を添付すること

第2号様式

年 月 日

新潟県知事 様

事業者住所
名称
代表者の職・氏名

年度外国人材受入環境整備事業費補助金の変更交付について（申請）

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業について、下記のとおり交付額を変更されるよう、外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更する事業

2 申請額

変更後の所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回申請額	金	円

3 変更の理由

(注) 各事業実施要領に定める書類を添付すること

第3号様式

年 月 日

新潟県知事 様

事業者住所
名称
代表者の職・氏名

年度外国人材受入環境整備事業費補助金に係る
事業計画の変更承認について(申請)

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更する事業
- 2 変更事項
- 3 変更の理由

(注) 各事業実施要領に定める書類を添付すること

第4号様式

年 月 日

新潟県知事 様

事業者住所
名称
代表者の職・氏名

年度外国人材受入環境整備事業費補助金に係る事業中止
(又は廃止)承認について(申請)

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業について、下記のとおり中止(又は廃止)したいので、外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 中止(又は廃止)する事業
- 2 中止(又は廃止)の理由
- 3 中止(又は廃止)年月日

第5号様式

年 月 日

新潟県知事 様

事業者住所
名称
代表者の職・氏名

年度外国人材受入環境整備事業費補助金の事業実績について（報告）

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり実績を報告し、併せて_____円を請求します。

記

1 補助金額 金 円

2 補助事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 各事業実施要領に定める必要書類

(2) 支払証拠書類（契約書、納品書、請求書、領収書等の写し）

※代金を補助対象経費以外のものと区別せずに支払った場合は、支払証拠書類とは別に内訳明細書を添付すること

4 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人 (フリガナ)	()		

5 連絡先

	氏名	役職	連絡先(電話番号)
発行責任者			
担当者			

第6号様式

年 月 日

新潟県知事 様

事業者住所
名称
代表者の職・氏名

年度外国人材受入環境整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 請求金額 金 円

交付決定額 (A)	円
既概算払額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
差引残額(A) - (B) - (C)	円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人 (フリガナ)	()		

3 連絡先

	氏名	役職	連絡先(電話番号)
発行責任者			
担当者			

第7号様式

年 月 日

新潟県知事 様

事業者住所
名称
代表者の役職・氏名

年度外国人材受入環境整備事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け第 号で額の確定を受けた標記事業について、外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 (知事が補助金の額の確定通知書により通知した額)	金 円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金 円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金 円
4 補助金返還相当額(3-2)	金 円

- (注)・ 別紙として積算の内訳を添付すること。
- ・ 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税にかかる仕入控除による減額等の対象額ではない。